

日本尺八演奏家ネットワーク (JSPN)  
Japan Shakuhachi Professional-players Network  
会 則

- 第 1 条 本会は「日本尺八演奏家ネットワーク(JSPN)」と称する
- 第 2 条 本会は代表宅に本部を置く
- 第 3 条 本会は尺八音楽および尺八演奏家の価値を高め、日本文化の発展普及に寄与すること、また会員相互の交流をはかることを目的とする
- 第 4 条 前条の目的を達成するため次の事業を行う
2. 尺八を用いた音楽の流派や種目を超えた会員による普及
  3. 演奏会、研究会、講習会、講演会等の開催
  4. 尺八を用いた音楽の伝承と研究および創作活動への支援
  5. 尺八を用いた音楽の海外への普及および国際交流
  6. その他目的を達成するために必要な事業
- 第 5 条 会員資格  
尺八の演奏・指導および研究・創作を主たる職業とし、前第 3 条の目的に同意する者とする
- 第 6 条 本会の会員は次のとおりとする。
2. 正会員 本会の趣旨に賛同の上事業への参加を希望し、会員より推挙され運営委員会により承認された者
  3. 特別会員 研究者および有識者で、運営委員会にて推挙の上承認された者
  4. 協力会員 本会の趣旨に賛同し日本伝統文化寄与し、運営委員会にて推挙の上承認された者
  5. 賛助会員 製作・指導および、本会の目的および事業に賛同する団体または個人であり、本会の活動を支援する者で、運営委員会にて推挙され承認された者
- 第 7 条 入会希望者は会員または役員の推薦を受けた上で、運営委員会の承認を受けなければならない。但し特別会員および協力会員・賛助会員は運営委員会にて推挙され、本人の承諾をもって会員とする
- 第 8 条 本会は次の役員を置く
2. 運営委員 5 名以上 15 名以内 (代表 1 名／副代表 1 名／事務長 1 名)
  3. 運営委員は総会において正会員より選任する
  4. 代表・副代表および事務長は運営委員会の推挙の上承認された者
  5. 役員の任期は 2 年とし、再任は妨げない
- 第 9 条 本会の会議は総会及び運営委員会とし、前第 3 条の目的を達成するため会議を行う
2. 総会は年 1 回の定期総会および臨時総会とする
  3. 運営委員会は代表または副代表の出席のもと、必要に応じて開催する
  4. 総会における議決権は正会員のみが有する
  5. 定期総会以外の会議は、必要に応じて代表または副代表により招集され開催する
- 附則 1 この会則は本会の成立の日から施行する

2. 本会設立時の会員は下記とする

石川利光 石垣征山 大河内淳矢 小濱明人 柿塚香 川村葵山 小湊昭尚 坂田梁山  
菅原久仁義 善養寺恵介 田嶋謙一 田辺頌山 田辺洌山 田野村聡 徳丸十盟 友常毘山  
野村峰山 藤原道山 松本宏平 三塚幸彦 元永拓

3. 本会設立時の運営委員 は下記とする

石川利光 小濱明人 川村葵山 小湊昭尚 菅原久仁義(代表) 善養寺恵介 田辺洌山(事務局)  
田野村聡 徳丸十盟 野村峰山(副代表) 松本宏平 元永拓

4. 設立時運営委員の任期は設立総会から第1回総会までとする

5. 運営委員会は本会の名簿・会計及び実績・資料を管理しなければならない

6. この会則は、平成30年7月8日より施行する

附則2 この会則は2020年度総会において第8条4項および第9条5稿を改訂し、2020年4月1日より施行する

補則1 運営委員会における「会員承認基準」を下記とする

○尺八の演奏/指導および研究/創作を主たる職業(収入源)とする者

○顧問・特別会員・正会員に広く認知されており推薦があった者

○入会を希望する者

※プロフィール(経歴)および活動内容の分かるものを添えて申し込み、推薦/承認は運営委員会で行う